

福岡県公報

平成28年6月21日
第3802号

目次

告示 (第525号 - 第527号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 2
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) …………… 3
○農業経営基盤強化促進法に基づく事業規程の一部改正に係る承認	(水田農業振興課) …………… 3
○基本測量の実施	(県土整備総務課) …………… 3
○基本測量の実施	(県土整備総務課) …………… 3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○平成28年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高齢者地域包括ケア推進課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	

	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	
	(中小企業振興課) …………… 7
○意見募集の結果の公示	(建築指導課) …………… 7

公安委員会

○技能検定員審査の実施について	(警察本部運転免許試験課) …………… 7
○福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(警察本部生活保安課) …………… 8
○福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続を実施しなかった理由の公示	(警察本部生活保安課) …………… 9

告 示

福岡県告示第525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年7月4日福岡県告示第593号広川都市計画下水道事業広川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間

平成11年5月12日から平成30年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分

平成26年7月4日福岡県告示第593号の事業地に次の区域を加える。

広川町大字日吉字甘黍、字一本松、字北東原、字後田、字北、字西ノ前、字前田、字南、字東、字南東原、字東前、字北山ノ下、字南山ノ下の各字の一部。

大字長延字地藏ノ元、字北大道端、字南大道端、字鹿ノ子、字屋形町、字大福田、字上六反田の各字の一部。

大字新代字イリウ、字久保田、字上相川、字下相川、字御井原、字後口、字井手

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社 印刷
 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

ノ上、字屋敷、字前、字樋掛、字村前、字蔵ノ町、字柿ノ木、字小井手ノ下の各字の一部。

大字太田字中上、字上田原、字中川原、字松原の各字の一部。

大字吉常字榎町、字上島鳥、字下島鳥、字薬師、字安字志、字オドロク、字上三井原、字下三井原、字中三井原の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米城島線 大川	前	久留米市城島町浜473番2先から 久留米市城島町城島649番先まで	5.8 ～ 14.9	235.0
			前	久留米市城島町浜473番2先から 久留米市城島町城島649番先まで	5.8 ～ 43.2	248.0
			後	久留米市城島町浜473番2先から 久留米市城島町城島649番先まで	5.8 ～ 13.0	235.0

福岡県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米城島線 大川	久留米市城島町浜473番2先から 久留米市城島町城島649番先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字一町坪887番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市吉留1906番地
中村 真世

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営筑前地区土地改良（暗渠排水）事業 変更計画書の写し	平成28年6月21日から 平成28年7月20日まで	筑前町役場
--------------------------------	------------------------------	-------

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
上毛町唐原土地改良区	平成28年6月9日

公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、事業規程の一部改正を承認したので、同条第2項において準用する法第8条第4項の規定により次のように公告する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

事業を行う者の名称	当初承認年月日	変更承認年月日	事業の種類
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成26年6月25日	平成28年6月8日	法第7条各号に掲げる事業

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（基本重力測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡市	平成28年7月19日から 平成29年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（高度地域基準点測量、水準測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
久留米市、八女市、筑紫野市、うきは市、大牟田市、八女郡広川町	平成28年6月20日から 平成29年3月10日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市早良区大字椎原外	平成28年4月29日から 平成28年12月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社城野都市再生事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区片野新町3丁目 北九州市小倉北区東城野町 北九州市小倉北区城野団地	平成28年5月30日から 平成28年6月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成28年5月19日から 平成28年11月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区大字畑	平成28年5月24日から 平成28年7月23日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市中央区高宮2丁目地内外	平成28年3月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により行橋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（都市計画基本図修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市全域	平成28年3月30日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年5月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人NPOこころ

(2) 代表者の氏名

成清 勝子

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市阿恵1155番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、少子、高齢化社会の進行に伴う、要介護者の増加、家族による介護の限界に着眼し、介護問題を、個人や家族の枠を超えた地域、社会全体での問題として受け止め、利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、心のこもった質の高いサービスを提供することにより、すべての人々が人間らしく、健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

平成28年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 試験の期日、開始時間及び場所

期日	開始時間	場所
平成28年10月2日 (日曜日)	午前10時00分	北九州市八幡東区平野一丁目6番1号 九州国際大学
		福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区	分	問題数

介護支援分野	介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	25問
保健医療福祉サービス分野	保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること	基礎 15問 総合 5問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること。	15問
合 計		60問

(4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料8,600円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料8,600円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、平成28年6月13日（月曜日）から平成28年7月13日（水曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

平成28年11月22日（火曜日）に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092-431-4590）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して250円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 くすりのコーエイ 大任町店
- (2) 所在地 田川郡大任町大字今任原2605番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
建築物の利用者に対し路上駐車をしないよう周知徹底すること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
敷地内及び店舗出入口での自転車・車両・歩行者等事故が無いよう十分に配慮すること。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルに対する配慮
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
防犯カメラの設置等、駐車場や店舗内での犯罪抑止対策に努めること。
- (5) 騒音の発生に係る事項等
駐車場内にアイドリング禁止についての看板を設置する等、来店車輛に対しても協力要請を行なうこと。

(6) 廃棄物に関する事項等

「大任町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき事業者の責任において適切に処理を行うこと。

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他等

支店名について、今後、「くすりのコーエイおおう桜街道店」に変更予定。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール筑紫野

(2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則案について、平成28年3月28日から平成28年4月27日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成28年6月10日に公布しました。

平成28年6月21日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

建築都市部建築指導課建築指導係

電話：092-643-3721

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第177号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

平成28年6月21日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及びけん引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成28年7月21日（木曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	知 識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成28年7月22日（金曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			

平成28年7月25日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技 能	福岡県筑後市大字久富1133番地 筑後自動車学校	大型・中型 大型特殊 大型二輪・ 普通二輪 けん引 大型第二種 中型第二種
平成28年7月26日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		北九州市小倉北区西港町15番地の5 西港自動車学校	普 通 普通第二種

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る免許の種類	審査手数料
大型免許及び中型免許	23,450 円
普通免許	19,650 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及びけん引免許	14,500 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,700 円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成28年7月8日（金曜日）まで（福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成28年7月8日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年6月21日

福岡県公安委員会

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「昼間（日出時から日没時まで）」を「午前6時後午後6時前」に、「夜間（日没時から翌日の午前0時まで）」を「午後6時以後翌日の午前0時前」に、「深夜（午前0時から日出時まで）」を「午前0時から午前6時まで」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「商業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

福岡県公安委員会告示第182号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年福岡県公安委員会規則第9号）を制定し、及び処分基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように公示する。

平成28年6月21日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行等に伴い、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則及び次に掲げる処分基準の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

- (1) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準
- (2) 福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準
- (3) 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準

2 規則の制定の日

平成28年6月21日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。